

松江市総合福祉センター貸館利用再開に係る対応マニュアル

1. 施設の利用にあたっての感染防止対策（利用者をお願いする感染防止対策）

- ① 施設利用にあたっては、定員の2分の1を上限として利用する。また、大ホールの利用にあたっては、客席の定員を64名とし、出演者を含め利用人数が100人を超えない人数とする。なお、施設の利用形態や場所によってリスクが異なることに留意し、例えば密閉された空間において大声での発生、歌唱や声援、または近接した距離での会話が想定される場合は、上限人数の目安に関わらず慎重に検討すること。
- ② 発熱や咳などの症状がある方は、利用しないこと。
- ③ 三つの密（密閉、密集、密接）を発生させないこと。（人と人との間隔はできるだけ2mを目安に）
- ④ 発声等を伴う利用の場合は、人と人との距離を十分に確保すること。
- ⑤ 四方を空けた席配置など十分な座席の間隔を確保すること。
- ⑥ その他、必要に応じて、適切な感染防止対策（入場者数の制限や誘導、手指消毒の実施（手洗いの励行）、マスクの着用、室内の換気等）を行うこと。
- ⑦ 利用者の代表者が利用者全員の氏名等を記載した一覧表を利用団体において保管し、万一、利用者に感染者等が発生し、保健所等から要請があった場合は、当該一覧表を提出し、保健所等が行う調査に協力すること。

2. 施設管理者が実施する感染防止対策

- ① 上記1について利用者に周知徹底を図ること。
- ② 利用団体への周知文及び記載いただく名簿について、ひな形を参考に作成すること。
- ③ 施設利用人数が、定員の2分の1を上限として利用を許可することとし、できるだけ大きい部屋を利用させるなど工夫すること。
- ④ 利用団体等が入れ替わるごとに、手の触れる場所の消毒を行うこと。
- ⑤ 職員はマスクを着用すること。
- ⑥ トイレ、手すり、ドアノブ等不特定多数の人が使用する箇所の定期的な消毒を行うこと。
- ⑦ 手指消毒剤、手洗い石鹸水等の配置をすること。
- ⑧ 職員の日常的な健康管理（出勤前の検温等）を徹底すること。
- ⑨ 新型コロナウイルス感染症に関連する差別防止の周知・啓発を図ること。
- ⑩ 貸館利用者以外の施設利用者について、利用の実態に応じて、氏名等の情報を把握すること。
- ⑪ 万一職員に感染者等が発生した場合には、保健所が行う調査に協力すること。
- ⑫ ①～⑪の他、実情に合わせた感染拡大防止対策を検討してください。

3. 貸館での減免の考え方について

- ① 貸館を行う側の都合で利用する部屋が変更となり、料金が増額となった場合は、その室料について料金の2分の1を減免する。（冷暖房費を含む）ただし、減免後の料金は、変更前の室料を下回らないこととする。